

“日本国憲法今こそ旬”

——コロナ禍と日本国憲法——

2021年4月4日 ふうしろう政夫

新型コロナウイルス感染症が発生してから1年半いまだに終息せずパンデミックは全世界を覆っています。(2021年4/1 現在感染者1億2829万人、死者281万人)

感染防止の為各国は国境封鎖、世界の物流・人の交流はストップ。一気にこれまでの政治経済が作ってきた格差と貧困が、医療・経済・社会的セーフティネットの脆弱性があぶりだされています。

新型コロナウイルス感染の蔓延も、これまで経験したことないような大規模災害を引き起こす気候変動(地球温暖化)も人間の手による地球環境の破壊が原因であり、自然・生態系のコモン(人類共有の富)が新自由主義経済によって壊されてきたことが誰の目にも明らかになりました。

多くの哲学者が指摘します。「ポストコロナは社会経済が大きく変わり歴史的に新しい時代へ転換していく」と。このコロナ禍、感染症への対応・医療・福祉・そして日々の生活の有り様はどう対応していくかによって21世紀の世界・社会・経済は私たちにあってよりよい方向になるのか、破滅的地獄に進むのか・・・ハラリ氏は語ります「国際連帯か国家的孤立主義か」「民主主義でチェックするか権力を独裁者に集中するか」「寛大と科学かそれとも心の中の憎しみ・強欲・無知へと進んでいくのか・・・今まさに分かれ道」と。

更にコロナ禍・気候変動といった困難状況に乗じて資本の最大利潤を追い求める優勝劣敗の社会を創ろうとする新自由主義のショックドクトリン(コロナ感染症に十分対応出来ない理由をデジタル社会の遅れとして、民主的コントロールもなく国家一元管理のデジタル監視社会が短時間の国会審議で作られようとしている。又、食料主権を否定し私たちの食料・種苗の主権と安全性をグローバル市場に売り渡してしまう法律が短期間に成立。これこそショックドクトリンです)が各国で実現されています。このような動きに対して私たちがどう対処していくのか問われています。

このような状況下私たちが選び取っていくべき道は、まずグリーンリカバリーであり、生態系ネットワークの中でしか人類は生存できないが故の自然との共生。

更に1人も取り残さずエッセンシャルワークを尊重し医療・介護・福祉・社会的セーフティネットといった社会的共通資本(コモン)を“公”の責任で作り上げていく分かち合いの経済・社会を創ること。

地域分散型の脱原発・再生可能エネルギーの構築と地域分散型の経済システムを作ったうえでの共生のグローバリズムが必要なのです。

でなければ、コロナ禍への不安・恐怖から憎しみ排外主義が生まれ専制・独裁から戦争へと導かれてしまうのはこれまでの歴史から明らか。米中対立・覇権争い、中国包囲網の中で敵基地攻撃能力を公然と整備する日本の動きなど、世界は経済対立=政治対立=武力による戦争へ怒涛のごとく動いています。各国のコロナ対応が失敗すれば世界は一気に危険な崖っぷちに陥るでしょう。

だから日本国憲法の前文・9条が今こそ輝くのです。

世界恐慌―日本の軍事侵略・第二次世界大戦の大過を反省して人類が未来へのひとつの光明として示したのが日本国憲法の原理原則。国民主権・個人の尊厳・基本的人権・社会権・自治・絶対的平和主義です。「日本国民にとって沖縄戦・大空襲・ヒバクといった戦争による生活での被害者であったとどうして他国に対しては加害者として立ち振る舞ったその被害=加害のメカニズムを断ち切ろうとして決意した原理原則。」「それは日本のあり方ひいては世界のあり方を変える行為として私たち自身のよみがえりを求める行動原則です。」(小田実「憲法のよみがえりを求めて」)

現在の自然破壊・気候変動にどう対応すべきかの方向性も、利益・資源の奪い合いから始まる国際紛争・武力衝突・戦争といった人類の争いの歴史に永遠平和を求めた平和主義の実践的方向性も日本国憲法の原理原則の中で示されているのではないのでしょうか。

ただ日本国憲法が成立してから70年以上たちその原理・原則は忘れ去られたり捻じ曲げられたりしています。コロナ感染症パンデミックによって人間の歴史が大きく変えられるこの時期こそ原点に立ち返る必要があるのでは・・・

《日本国憲法『前文』でうたわれています》

“政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意”

“主権が国民に存する・国政の権威は国民に由来し・これは人類普遍の原理”

“恒久の平和を念願し人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する”

“平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した”

“平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う”

“全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有することを確認”

“いずれの国家も自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって政治道徳の法則は普遍的なものでありこの法則に従うことは自国の主権を維持し他国と対等関係に立とうとする各国の責務である”

《『9条』ははっきりと宣言しています》

“日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する”

“前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。”

たとえば新型コロナの原因たる地球環境の破壊、自然生態系の崩壊状況にどう対応すべきか?自国のみに専念して他国を無視してはならずインターナショナルで脱炭素社会へ協力しなければ、気候変動による水・大気・大地の崩壊も防げないし食料主権も守れません。水の問題、食料の問題そして生産システムの問題を解決する方向性を

共有できなければそれは恐怖と欠乏そのものであり、格差と貧困の拡大、専制と独裁が拡大していくでしょう。

諸国民の公正と信義を信頼し安全と生存を確保する共生のグローバリズム、分かち合いの経済社会を創り上げていくことが必要なのです。

コロナ禍の不安と恐怖から偏狭なナショナリズムが生み出され各国の利益の衝突が国際紛争を引き起こす危険性は増大しています。覇権競争の米中対立が各国の動向にも影響する中どう平和主義を実現させていくかが問われています。

日本には9条があるから平和主義だといっていられません。すでに朝鮮戦争、日米安保体制で9条の原理原則は捻じ曲げられています。

私達が日本国憲法の前文・9条の平和主義で21世紀を歩んでいくのなら9条を実行しなければなりません。中村哲さんが「憲法は守るものじゃない。憲法は実行すべきです」と語っていたように、ペシャワール会が実践していた医療・水・農業といった住民が困っていた、生きていく上で必要とすることへの協力実行こそが憲法の平和主義の本来の内実であったはず。

「9条を守ろう。武器は持っているけど使わない」では、その崇高な理想と原理原則の99%はなくなっています。9条の原点に戻ってこそコロナ禍での偏狭なナショナリズムに対抗できるのです。

憲法前文・9条の理念と理想こそ今必要な視点です。不安と恐怖そしてパンデミックで思考停止状況になっている今こそ憲法を実現しましょう。それが国際連帯であり民主主義であり寛大と科学の分かち合いの社会なのです。